第３編　武力攻撃事態等への対処

第１章　初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の区市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

１　事態認定前における初動措置

(1)　危機管理室等の設置

①　市長は、現場からの情報により事案の発生を把握した場合においては、速やかに、都、警察及び消防に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、「危機管理室」を設置する。

【危機管理室の構成等】

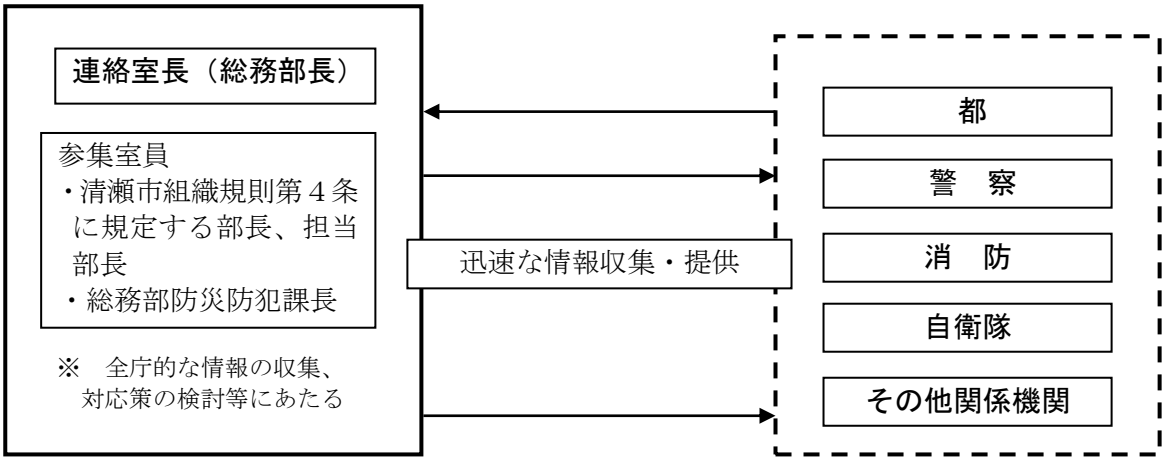

※　住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

② 「危機管理室」は、警察署、消防署、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、危機管理室を設置した旨について、都に連絡を行う。

この場合、危機管理室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信を確保する。

③ 市は、市国民保護対策本部の設置指定前にあっては、原因不明の事案が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、市災害対策本部を設置し、国民保護に準じた措置を行う。

(2) 初動措置の確保

① 市は、「危機管理室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察、消防等の活動状況を踏まえ、必要により、「市災害対策本部」を設置し、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、市長は、国、都等から入手した情報を各機関等へ提供する。

② 市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等や、消防法に基づき、消防吏員が行う火災警戒区域又は消防警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都や他の区市町村等に対し支援を要請する。

2 事態認定後における武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

(1) 市は、国から都を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、情報収集体制を立ち上げ、又は、危機管理室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市内において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

(2)　政府による事態認定がなされ、市に対し、市国民保護対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市国民保護対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3)　「危機管理室」等を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市災害対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「危機管理室」等は廃止する。

　その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

第２章　市国民保護対策本部の設置等

市は、市国民保護対策本部の設置指定があった場合、市国民保護対策本部を迅速に設置し、区域における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、市国民保護対策本部を設置する場合の手順や市国民保護対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

１　市国民保護対策本部の設置

(1)　市国民保護対策本部の設置の手順

市国民保護対策本部の設置は、次の手順により行う。

①　市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

②　市長による市国民保護対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市国民保護対策本部を設置する（※事前に危機管理室等を設置していた場合は、市国民保護対策本部に切り替える（前述））。

③　市国民保護対策本部担当者は、市国民保護対策本部員、市国民保護対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市国民保護対策本部に参集するよう連絡する。

④　市国民保護対策本部の開設

市国民保護対策本部担当者は、市長公室に市国民保護対策本部を開設するとともに、市国民保護対策本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、ＦＡＸ、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市国民保護対策本部を設置したときは、市議会に市国民保護対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤　交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥　本部の代替機能の確保

市は、市国民保護対策本部が被災した場合等市国民保護対策本部を市庁舎内に設置できない場合は、予備施設に設置する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により順位を変更することができる。

また、市外への避難が必要で、市内に市国民保護対策本部を設置することができない場合には、都と協議を行う。

(2)　市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市に対して市国民保護対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、都知事を経由して内閣総理大臣に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3)　市国民保護対策本部の組織構成及び機能

市国民保護対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

国民保護対策本部の組織及び機能

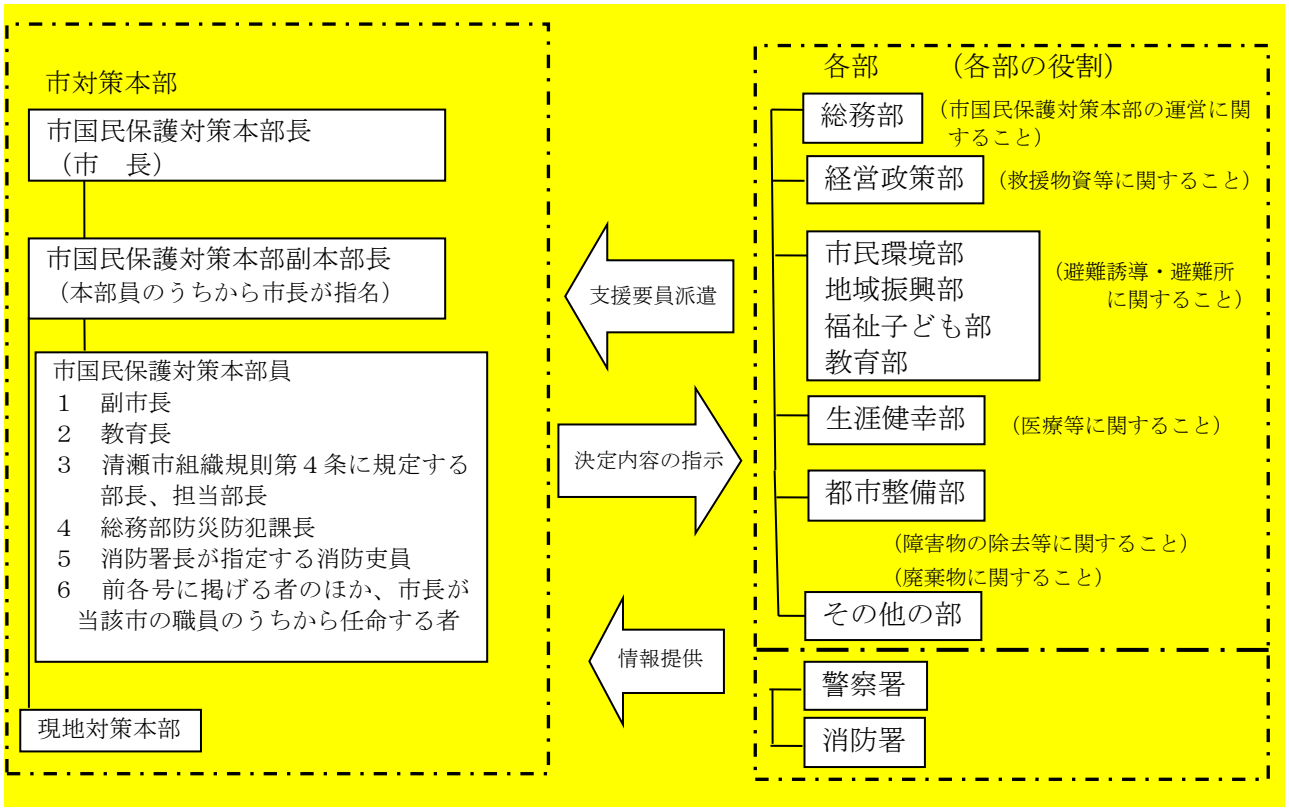

市国民保護対策本部における決定内容等を踏まえて、各部において措置を実施するものとする（市国民保護対策本部には、各部から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

【市の各部における武力攻撃事態等における業務】

部名	部長に充てる職	分掌
総務部	総務部長	1　国民保護対策本部に関すること。 2　避難実施要領の策定に関すること。 3　初動体制に関すること。 4　住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 5　安否情報の収集及び提供に関すること。 6　職員の参集に関すること。 7　特殊標章の交付等に関すること。 8　被災情報の収集及び提供に関すること。 9　市庁舎の安全確保に関すること。 10　国民保護に関わる自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること。 11　その他各部に属さない事項に関すること。
経営政策部	経営政策部長	1　救援物資の輸送及び配分に関すること。 2　報道機関との連絡に関すること。 3　復旧に関すること。 4　武力攻撃災害に関する広報及び広聴に関すること。 5　文化財の保護に関すること。 6　避難所の開設及び運営管理に関すること。
市民環境部	市民環境部長	1　被災者に対する市民税の減免及び徴収猶予に関すること。 2　車両の調達に関すること。 3　その他市民の救援及び保護に関すること。 4　廃棄物処理に関すること。 5　応急給水に関すること。
地域振興部	地域振興部長	1　避難者の輸送及び避難施設の運営に関すること。 2　避難所の開設及び運営管理に関すること。 3　その他市民の救援及び保護に関すること。
福祉子ども部	福祉子ども部長	1　妊産婦、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関すること。 2　救援物資の輸送、配分、管理に関すること。 3　避難者の輸送及び避難施設の運営に関すること。 4　乳幼児の安全確保及び救援に関すること。 5　避難所の開設及び運営管理に関すること。 6　その他乳幼児の救援及び保護に関すること。
生涯健幸部	生涯健幸部長	1　医療及び防疫に関すること。 2　高齢者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関すること。

		3　救援物資の輸送、配分、管理に関すること。 4　保健、衛生に関すること。 5　避難者の輸送及び避難施設の運営に関すること。 6　前各号に掲げるもののほか、保健衛生、救援及び保護に関すること（他の部に属するものを除く。）。
都市整備部	都市整備部長	1　道路、橋りょう及び公園の保全に関すること。 2　応急仮設住宅等の確保及び応急修理に関すること。 3　河川、道路等における障害物の除去に関すること。 4　応急給水に関すること。 5　その他災害復旧対策の土木、建築に関すること。 6　廃棄物処理に関すること。
教育部	教育部長	1　被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること。 2　被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること。 3　文教施設の点検、整備及び復旧に関すること。 4　避難所の開設及び運営管理に関すること。
議会事務局	議会事務局長	武力攻撃災害時における他部の応援に関すること。
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長	
監査委員事務局	監査委員事務局長	
消防団	消防団長	1　避難住民の誘導に関すること。 2　消防署隊との連携に関すること。

【参考】武力攻撃事態等における清瀬消防署の業務（東京都国民保護計画抜粋）

機関の名称	分　掌　事　務
東京消防庁 第八消防方面本部 清瀬消防署	1　火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること 2　消火、救助・救急に関すること 3　危険物等の措置に関すること 4　避難住民の誘導に関すること 5　警報伝達の協力に関すること 6　消防団との連携に関すること 7　生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること 8　前各号に掲げるもののほか、消防に関すること

(4)　市国民保護対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市国民保護対策本部における広報広聴体制を整備する。

①　広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置

②　広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ、Twitter等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

③　留意事項

ｱ)　広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

ｲ)　市国民保護対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。

ｳ)　都と連携した広報体制を構築する。

④　関係する報道機関への情報提供

被災情報等の情報提供を新聞、テレビ、ラジオ等関係する報道機関に対し、積極的に行う。

(5)　市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、都等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市国民保護対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市国民保護対策本部員その他の職員のうちから市国民保護対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6)　現地連絡調整所の設置

市は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺に現地連絡調整所を設置する。

≪参加機関≫

都、警察、消防、保健所、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関

≪実施内容≫

・被災状況や各機関の活動状況の把握
・各機関が有する情報の共有
・現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整　等

市は、既に都又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(7)　市国民保護対策本部長の権限

市国民保護対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

①　市内の国民保護措置に関する総合調整

市国民保護対策本部長は、市内に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

②　都対策本部長に対する総合調整の要請

市国民保護対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。(*) また、市国民保護対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都国民保護対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市国民保護対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③　情報の提供の求め

市国民保護対策本部長は、都対策本部長に対し、市内に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④　国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市国民保護対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市内に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤　市教育委員会に対する措置の実施の求め

市国民保護対策本部長は、市教育委員会に対し、市内の国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市国民保護対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8)　市国民保護対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を経由して市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市国民保護対策本部を廃止する。

2　通信の確保

(1)　情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、ＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク）、同報系無線、防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2)　情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

(*) 運送事業者である一の指定地方公共機関に対し、複数の区市町村から避難住民の運送の求めがなされた場合の調整など

また、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3)　通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

3　特殊標章等の交付及び管理

市長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年８月２日閣副安危第３２１号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる

①　市長

・　市の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
・　消防団長及び消防団員
・　市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
・　市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

②　水防管理者

・　水防管理者の委託により国民保護措置に係る職務を行う者
・　水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第３章　関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

１　国・都の対策本部との連携

(1)　国・都の対策本部との連携

市は、都の対策本部及び、都を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

都の対策本部長から都対策本部派遣員として市職員の派遣の求めがあった場合は、職員を派遣し、情報共有等の体制を整える。

(2)　国・都の現地対策本部との連携

市は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、都・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

(3)　市は、国の現地対策本部長が武力攻撃事態（又は緊急対処事態）等合同対策協議会（※）を開催する場合には、必要に応じ、市対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

（※）「武力攻撃事態（又は緊急対処事態）等合同対策協議会」とは、国の現地対策本部長が必要に応じて開催する会議で、国民保護措置に関する情報を事態に関係する地方公共団体と現地対策本部が交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力することを目的としたもの。

２　都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1)　都知事等への措置要請

市は、市内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都知事その他都の執行機関（以下「都知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2)　都知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市内における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要

があると認めるときは、都知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3)　指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3　自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

①　市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて東京地方協力本部長又は当該市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては東部方面総監、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては防空指揮群司令を介し、防衛大臣に連絡する。

②　市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動（※）及び治安出動（※※）により出動した部隊とも、市対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。

（※）　「防衛出動」とは、内閣総理大臣の命令に基づく防衛出動（自衛隊法第76条）に基づいて、外部からの武力攻撃（外部からの武力攻撃のおそれのある場合を含む。）に際して、わが国を防衛するため必要があると認める場合の出場

（※※）「治安出動」とは、内閣総理大臣の命令に基づく治安出動（自衛隊法第78条）に基づき、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもつては、治安を維持することができないと認められる場合の出動、又は、都知事の要請に基づく治安出動（自衛隊法第81条）に基づき、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合の出動要請による出動

③　市は、住民の避難が必要となる場合において、自衛隊の侵害排除措置が行われるときは、避難住民の混乱の発生を防止するため、避難経路の選定等について、自衛隊から派遣された連絡官を通じ、また、関係機関（都、警視庁等）と十分に協議する。

4　他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1)　他の区市町村長等への応援の要求

①　市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の区市町村長等に対して応援を求める。

② 応援を求める区市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 都への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、都知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、都に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、都を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、都を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、斡旋を求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の区市町村に対して行う応援等

① 市は、他の区市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の区市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告し、また市は公示を行い、都に届け出る。

(2)　指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7　自主防災組織等に対する支援等

(1)　自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2)　ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3)　民間からの救援物資の受入れ

市は、都や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8　住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

○　避難住民の誘導
○　避難住民等の救援
○　消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
○　保健衛生の確保

第４章　国民の権利・利益の救済に係る手続き

(1)　国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】　再掲

		担当課
損失補償 （法第159条第1項）	特定物資の収用に関すること。（法第81条第2項）	総務課
	特定物資の保管命令に関すること。（法第81条第3項）	総務課
	土地等の使用に関すること。（法第82条）	都市計画課
	応急公用負担に関すること。（法第113条第1項・5項）	総務課
損害補償 （法第160条）	国民への協力要請によるもの （法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項）	防災防犯課
不服申立てに関すること。（法第6条、175条）		総務課
訴訟に関すること。（法第6条、175条）		総務課

※　表中の「法」は、「国民保護法」を表す。

(2)　国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。